

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.51

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(一社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

なかには、1,000万円の被害事例も！

特別相談「サクラサイト被害110番」を実施しました

北海道立消費生活センター

さる9月8日(土)前号でお知らせした「サクラサイト被害110番」を、北海道立消費生活センターと札幌弁護士会が共同で実施しました。当日は相談員と弁護士が二人一組で対応、合計9件の相談が寄せられ、サクラサイトの潜在的な被害が多いと考えられました。また、サクラサイトは、契約金額が高額であるという特徴があり、今回寄せられた相談も平均で200万円を超える金額でした。最高額は1,000万円で、被害の深刻さがうかがえます。

サクラサイト被害とは？

全国の消費生活センターに多数寄せられている相談です。サイトに雇われたサクラが異性、タレント、社長、占い師等になりすまし、消費者のさまざまな感情を利用してサイトへ誘導、メール交換等に必要などといって支払いを続けさせるものです。はじめのうちは無料ですが、その後は利用するたびに有料ポイントの購入が必要となるケースが多く、クレジットカードや電子マネー、コンビニ決済といった多様な支払い方法が用意されており、簡単に購入できるため、気づいたときには高額な支払いをしてしまっているケースがみられます。

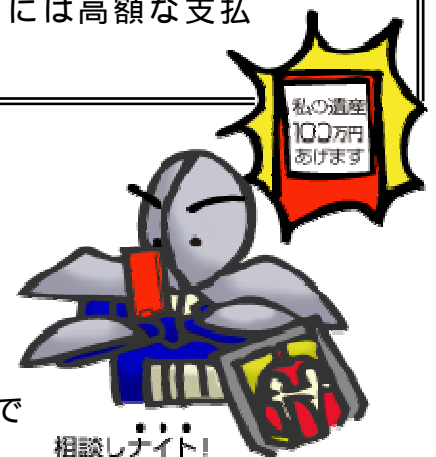
当日は9件の相談が寄せられました

(1) 受付件数は？

当日は、合計9件の相談を受け付けました。そのうち、出会い系サイトに関するものが7件で、その他デジタルコンテンツに関するものが2件です。サクラサイトの被害が疑われるものは6件でした。なお、支払い済みが5件、未払いが1件でした。

(2) 被害金額は？

9件のうち金額が判明している7件の契約金額合計は約1,448万円でした。最高額は1,000万円でした。平均金額は約207万円です。また、既に支払っている金額は合計が約1,437万円、平均は160万円でした。(平均には0円のものを含みます)。



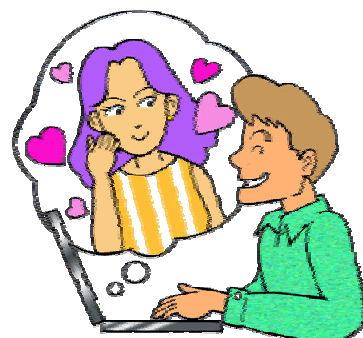
(3) 相談者は？

受け付けた相談の相談者を性別でみると、男性からの相談が6件で女性が3件でした。年齢別では、30代、40代がそれぞれ3件と一番多く、次に、20代が2件、70代が1件でした。相談者の平均年齢は38.9歳となりました。職業別では、給与生活者の方からの相談が最も多く全体の66.7%を占めています。

(4) 相談事例

【芸能人を助けるために・・・】

1年前、登録完了になっていると不審なメールがたくさん届き、その中で芸能人が困っているから助けてほしいという内容を信じ、昨年9月から今年3月までいわれるままにサイトを利用。女性芸能人を助けるため総額1,000万円くらい払っている。返金してほしい。(70代、男性)



【SNSで知り合った人から誘導されて・・・】

携帯電話で登録しているSNSサイトの掲示板にメールが届き返信すると出会い系サイトに登録された。当初は無料でメール交換していたが、「会ってくれたらお金を渡す」と言われ、直接メール交換したいといっても「今はできない。会ってから教える」と言われ、ポイントを購入しながらサイトを経由してメールのやりとりを続けた。すでに80万円支払っており、学生でお金がなく奨学金をすべて使ってしまった。何度も会う約束をしたが色々理由をつけられ会えない。親に相談すると騙されていると言われた。返金してほしい。(20代、男性)

【お金をあげる、くじに当選したといわれて・・・】

登録していないのに、出会い系サイトから「100万円預かっているので、ポイントを買って受け取る手続きをするように」とメールが来た。無視していると男性から直接メールがあり、「受け取ってもらわないと困る」と言われ、クレジットカードでポイントを購入。その後、ランクが違うので、実績を上げなければ受け取ることはできないとサイトからメールが届き、実績作りのため次々クレジットカードでポイントを購入。その後、サイトから「キャンペーンでくじに当選した」とメールが届き、手続き費用を振り込むよう指示され、合計約200万円を振り込んだ。騙されたとわかったので、返金してほしい。(40代、女性)

(5) 特別相談を終えて

サクラサイトは、契約購入金額が他の商品・役務と比較して高額であり、寄せられた相談の契約購入金額の平均額も200万円を超える金額でした。最高額は1,000万円で、被害の深刻さがうかがえます。受理した相談は、必要に応じて聴きとりをすすめ、当センターであっせん、もしくは相談者の意向を確認のうえ、弁護士対応が必要な案件は、悪質商法被害対策弁護士団へ引き継ぎます。

当センターでは、引き続きこの問題に注視するとともに、札幌弁護士会の協力のもと、今後もタイムリーな消費者問題をテーマに取り上げ、少しでも道民の皆様の被害未然防止、被害救済に取り組んでいきたいと考えています。

困ったなと思ったらすぐ相談!!

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999 (平日9:00~16:30)

特定商取引法の一部改正について （「訪問購入」に係わるトラブルへの対応）

環境生活部 くらし安全局 消費者安全課 取引適正化グループより

本年8月22日に改正特定商取引法が公布されました。

今回の改正は、特定商取引法の7番目の取引類型として「訪問購入」を追加するもので、原則としてすべての物品（対象外の物品は政令で指定）の訪問購入に、不当な取引行為の規制や勧誘のルール、クーリング・オフ制度などが導入されることとなりました。

貴金属などの訪問購入に関する消費者トラブルの防止・解決のための重要な法改正と考えますので、その概要をお知らせします。なお、詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。

<改正法の概要>

1 法的措置を講ずる対象物品

原則として全ての物品。対象外の物品は政令で指定。

2 訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制

(1)事業者名・勧誘目的等の明示義務

(2)不招請勧誘の禁止、勧誘意思の確認義務、再勧誘の禁止

(3)不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘の禁止

(4)勧誘の際に人を威迫、困惑させる行為の禁止

など

3 書面の交付

次の事項を契約書面等に記載して交付する義務規定を設ける。

・物品の種類 ・物品の購入価格

・物品の引き渡しの拒絶に関する事項

など

4 訪問購入に係る売主(消費者)によるクーリング・オフ

(1)売渡し(購入)の契約締結後も、売主(消費者)は契約の一方的な解除(クーリング・オフ)ができる。

(2)クーリング・オフの期間は8日間。

・クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しの拒絶が可能

・物品の引渡しの拒絶が可能であることの書面記載義務

など

(3)売主がクーリング・オフしたときに、第三者(善意無過失の者を除く)に対して物品の所有権を主張できる規定を設ける。

5 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

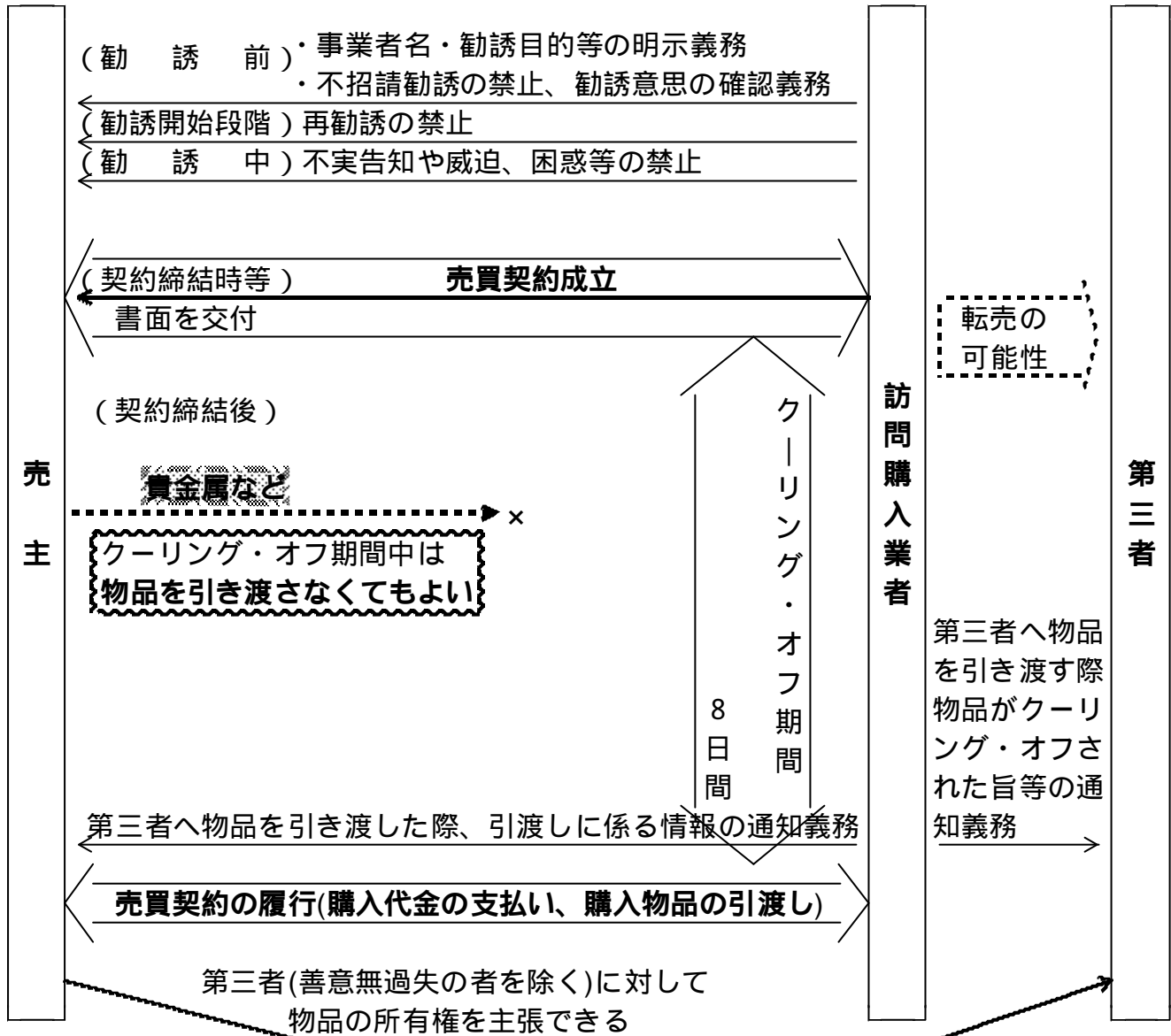
クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合には、第三者への引渡しに係る情報について売主に通知を行う。

6 物品を引き渡す際の第三者への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡す際に、物品がクーリング・オフされた、あるいはされる可能性がある旨について当該第三者に通知を行う。

違反業者に対しては、業務停止等を命令。悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象。

<勧誘からクーリング・オフまでの流れ>



<改正法の施行日等>

- ・施行日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日からとされています。
- ・規制等の対象外となる物品は政令で、禁止行為の一部は主務省令で定めることとされており、施行日までには制定されます。